

千葉市中小事業者向け 電気自動車充電設備設置事業補助金のご案内 (令和7年度)

千葉市では、地球温暖化対策を推進するため、電気自動車等の充電設備を導入する中小事業者等に対し、補助金を交付します。

申請される方は、千葉市補助金等交付規則及び千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付要綱をご確認の上、お申込みください。なお、本補助金は**事後申請**となりますのでご注意ください。

補助対象設備	受付方法	申請受付期間
急速充電設備 普通充電設備	先着	令和7年5月1日(木)～ 予算上限に達するまで (なお、予算上限に達しない場合は 令和8年1月30日(金)まで) (受付時間 9:00～17:00) (土・日・祝日、年末年始を除く)

令和6年度からの主な変更点

令和6年度からの変更はありません。

1 補助対象事業者

市内に本社（※1）を有する中小事業者等（※2）で、以下の要件を満たしている必要があります。

- （1）国補助金を受けることが決定していること。
- （2）市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- （3）導入する充電設備を所有すること（リースにより導入し、リース事業者が所有する場合を含む。）。
- （4）リースにより設備を導入する場合は、導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること（リース契約は、リース期間が財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後、設備を導入した者が設備を購入する契約となっていること）。

※1 本店登記及び本社機能（総務、経理、その他の事業の統括を行う部門）があり、代表取締役が常駐する事務所をいう。

※2 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する者。

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第8号の規定による法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であるもの。（申請の際は必ずご確認ください）

※3 同一設備について市から他に補助金等を受けていることが判明した場合、この補助金を受けることができません。申請時には市から他に補助金等を受けていないか、市で審査を行うことに同意していただきます。

なお、補助金の交付後に同一の省エネルギー設備について市が行う他の補助金等の交付を申請した場合は、交付決定の取消し対象となります。

2 補助対象事業

補助対象事業者で、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- （1）市内の事業所に設備を導入すること。（リースにより導入し、リース事業者が所有する場合を含む。）
- （2）当該導入に係る工事の着手及び完了日が令和7年4月1日から令和8年1月30日までであること。

3 補助対象設備

- (1) 基礎充電のために事業所の駐車場に設置するものであること。
- (2) 事業所の従業員が使用する設備であること。
- (3) 未使用品であること。
- (4) 国補助金の対象設備であること。
- (5) 充電設備がすでに設置されている場所において、設備を撤去して設置するものでないこと。
- (6) 設備が下記の「適合すべき設備の仕様」に適合していること。

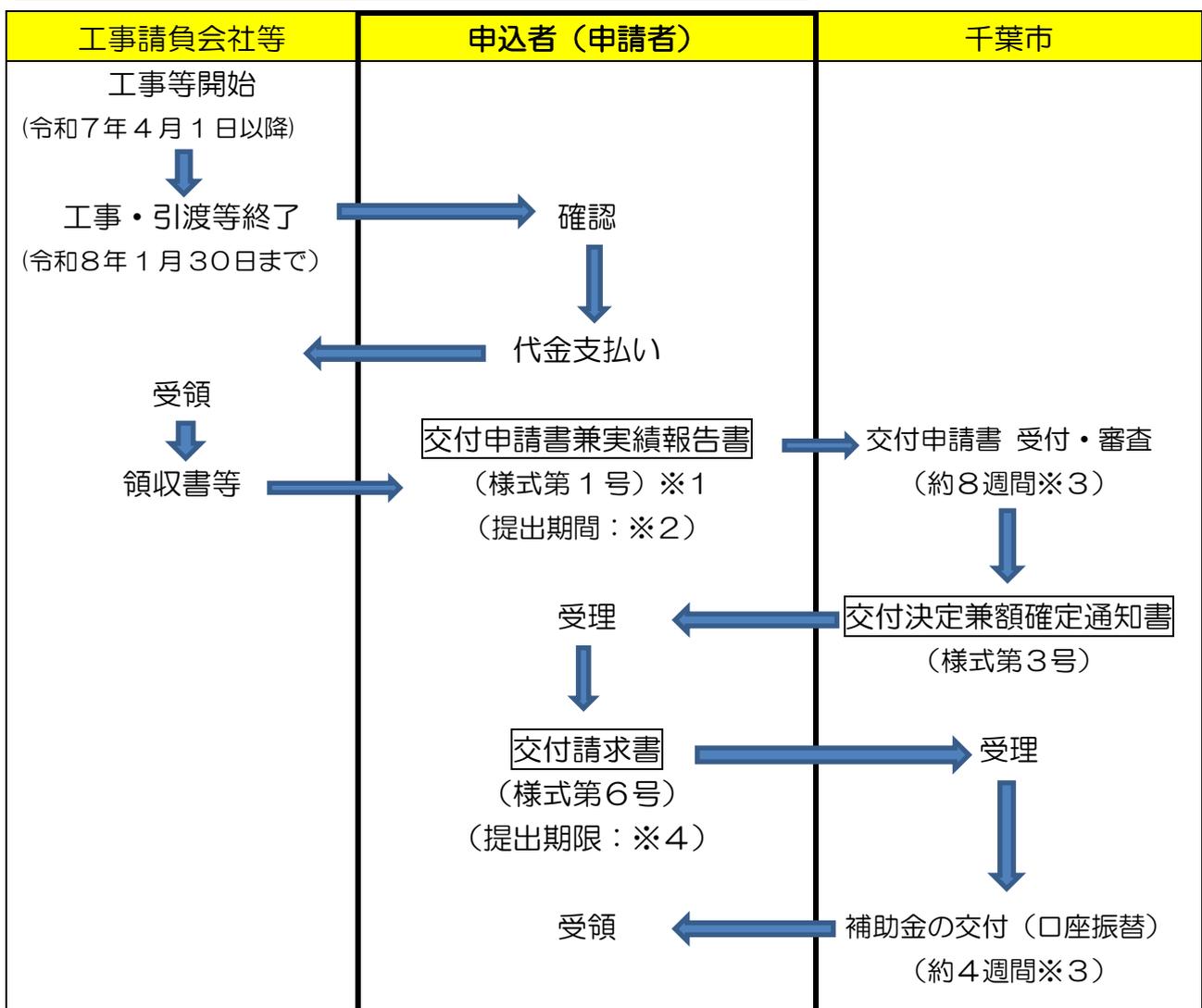
適合すべき設備の仕様

設備名	設備の仕様
中小事業者向け電気自動車充電設備	<p>中小事業者等が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するために導入する次の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 急速充電設備 <p>電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> (2) 普通充電設備 <p>漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> (3) 蓄電池付急速充電設備 <p>主として電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他設備一式を備えたものをいう。</p> (4) 充電用コンセント <p>電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> (5) 充電用コンセントスタンド <p>(4) を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。</p>

4 補助金の額と補助対象経費

- 補助対象経費： 急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの本体の購入費
- 補助率： 補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）
- 補助上限
 急速充電設備： 上限50万円/基
 普通充電設備： 上限20万円/基

5 補助金交付の流れ



※1 リースによる設備の導入の場合は様式第1号の2 および様式第2号

※2 交付申請書兼実績報告書の提出期間

令和7年5月1日（木）～予算上限に達するまで（なお、予算上限に達しない場合は令和8年1月30日（金）まで）

〈受付時間：9:00～17:00〉（土・日・祝日・年末年始を除く。）

引渡し等から2か月以内の申請を原則とします。

- ※3 受付・審査・交付に要する期間は目安です。申請が集中する時期は、上記の目安に加えて1～2週間かかることがあります。また、書類に不備や不足がある場合は、さらに日数がかかります。
- ※4 請求書提出期限
交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください。（おおよそ、通知書の送付日から2週間後を目安としています）。なお、最終的な提出期限は令和8年3月10日（火）です。

6 補助金の交付申請

(1) 申請受付期間

令和7年5月1日（木）～予算上限に達するまで（なお、予算上限に達しない場合は令和8年1月30日（金）まで）

＜受付時間：9:00～17:00＞（土・日・祝日、年末年始除く）

※先着順で受付します。ただし、同日の受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

※同一事業所の申請は1件までとなります。

(2) 提出方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課（企画班）

(4) 書類提出後の流れ

交付申請書を受理した後、約8週間で市から「千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第3号）」を発送します。その後、交付請求書を提出していただきます。

なお、審査の結果、補助金を交付することが不相当と認められた場合は、「千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）」を発送します。

交付決定通知書を受け取った後は、[7 補助金の交付請求](#)をご覧ください。

また、交付申請書類受付後に、市の職員が現地調査を行う場合があります。その際、申請者へ事前にお知らせせず、敷地外から建物等の確認・写真撮影を行う場合がありますので、ご了承下さい。

※敷地内へ立入が必要な場合は、事前にご連絡した上で伺います。

(5) 提出書類

中小事業者向け電気自動車充電設備

No.	提出書類	購入	リース
1	千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）※リースの場合は様式第1号の2および様式第2号	○	○
2	リース事業者の登記事項証明書（原本） （履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）※発行から3か月以内		○
3	設備の導入費用が記載された工事請負契約書（コピー） ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※申請者及び施工業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの（収入印紙の貼付が不要な書類を除く）。 ※申請者氏名が記載されていることが必要です。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※「見積書」及び「ローン契約書」は受け付けられません。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書も添付してください。 ※注文書及び注文承り書による契約の場合は、どちらの提出も必須です。 ※リースの場合はリース契約書のコピー	○	○
4	設備の導入費用に係る領収書（コピー） ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていること。 ※但し書きに「但し充電設備代として」又は「充電設備代を含む」等の補助対象設備に係る領収書と確認できる旨を記載してください。 ※リースの場合はリース事業者が購入する設備の購入費が確認できるもの	○	○
5	国の補助金の交付申請書類一式（コピー）	○	○
6	国の補助金の交付決定書書類（コピー）	○	○
7	国の補助金の実績報告書類一式（コピー）	○	○
8	国の補助金の額の確定書類（コピー） ※国の補助金の交付決定後に変更の申請を行っている場合のみ	○	○
9	設備の仕様が確認できる書類（コピー） （カタログ、製品ホームページ、取扱説明書など） ※5に含まれる場合を除く。	○	○
10	設備設置後の写真 ※5に含まれる場合を除く。	○	○
11	補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類 ・保証書のコピー（補助対象設備が確認できるもの） ※保証開始日、販売店名、機器の型式、購入者氏名、住所が確認できるもの。 ・出荷証明書のコピー（納品書。補助対象設備が記載されているもの） ※出荷日や記載されていないものやあて先が申請者でないものは不可。 ※5に含まれる場合を除く。	○	○
12	その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）	○	○

7 補助金の交付請求

(1) 請求期限

交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください。(おおよそ、通知書の送付日から2週間後を目安としています)

※請求書の最終提出期限は令和8年3月10日(火)です。最終提出期限を超えた場合は補助金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。

(2) 提出方法

持参又は郵送(上記期日までに必着)

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付請求書類を受理後、約4週間で市から口座振替にて補助金の交付を行います。
なお、振込完了通知は行っておりません。

(5) 提出書類

1	千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付請求書(様式第6号)
2	振込依頼書

8 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、処分制限期間(5年)に処分(※1)する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

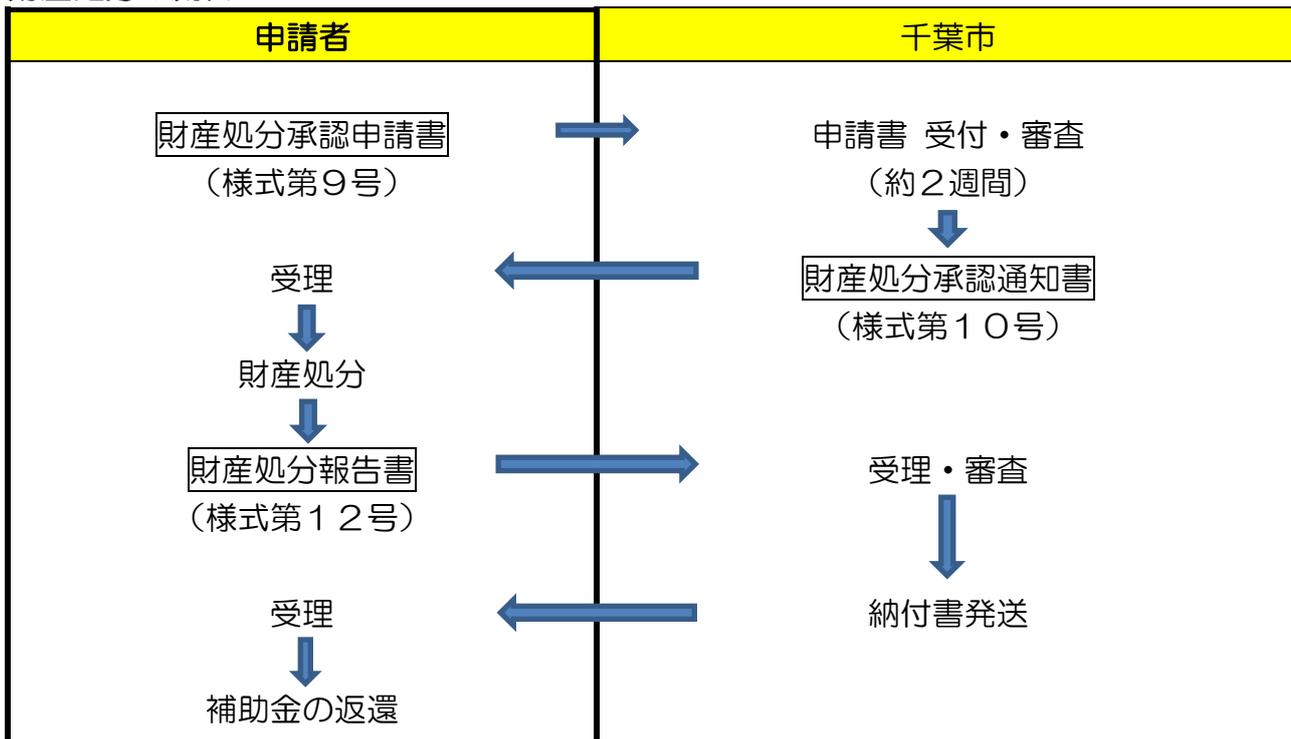
※1 「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する等のことを指します。

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談の上、「千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金財産処分承認申請書(様式第9号)」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要がある生じますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、金額の全部又は一部を免除することもあります。

財産処分の流れ



■ 返還金額について

- ・返還金額は、補助対象設備の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額（千円未満切り捨て）となります。
- ・財産処分制限期間の算定起算日は、工事完了日となります。

【返還金額算出例】 40か月15日使用した後に、処分しようとする場合



処分制限期間：5年（60か月）

【返還金額算出方法】

$$\text{返還金額} = 70,000\text{円 (補助金額)} \times \frac{19\text{か月}}{60\text{か月 (残期間の割合)}} = 22,000\text{円 (返還金額)}$$

※残期間の1か月未満は切り捨て

※千円未満の端数は切り捨て

9 注意事項

提出書類に関して、虚偽の記載や不正行為が認められた場合は、千葉市補助金等交付規則に則り、当該補助金の交付決定は取り消しとなります。ご注意ください。

- (1) 各提出書類について押印を使用する場合には、全て同一の印（代表者印等）を使用してください。
- (2) 公的機関が発行する書類（登記事項証明書等）は、3か月以内に発行した書類を提出してください。
- (3) 申請者は本制度についてご理解いただき、各種手続は原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届を提出することにより、手続を工事請負業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。なお、確認事項の内容によっては、手続代行者にではなく、申請者本人に市から直接連絡をとる場合がありますので、ご理解ください。
- (4) (3) の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または、行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (5) リースにより設備を導入した場合、連名での申請となり、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、リース事業者に送付しますので連絡調整を緊密に行ってください。
- (6) 各提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不足や不備により書類が受け付けられないことによる損害等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (7) 市は郵送事故等による書類の不受理の責任を負いません。
- (8) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

【書類の提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課（企画班）

受付時間 9:00 ~ 17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

電話 043-245-5185

E-mail kankyohozen-hojokin@city.chiba.lg.jp